

旧長谷川邸  
指定管理者仕様書

平成 30 年 8 月

松阪市産業文化部 文化課

## 目 次

I. 業務対象施設の概要	P 1
1 施設の目的	P 1
2 名称、所在地	P 1
3 施設の内容	P 1
4 休館日	P 2
5 施設の利用時間（開館時間）	P 2
II. 指定管理者の業務	P 2
1 業務の推進体制に関すること	P 3
2 管理業務となる事業	P 3
運営業務	
① 施設運営	
ア 文化財施設公開業務	P 3
イ 施設の特徴を生かした文化財を身近に利用することができる 機会の提供	P 4
ウ 資料の閲覧対応業務	P 7
② 広報宣伝・プロモーション	
ア 施設の広報	P 7
イ 情報収集・発信	P 7
ウ 企画展・特別展等の企画実施	P 7
3 自主事業	P 8

(別紙) 旧長谷川邸備品一覧

## I 業務対象施設の概要

### 1 施設の目的

旧長谷川邸は、数多い江戸店持ち伊勢商人の中でも、いち早く江戸へ進出し成功をおさめた松阪屈指の商家である長谷川家の旧宅であり、その屋敷構えは往時の江戸店持ち伊勢商人の隆盛を今に伝えている。家業の隆盛とともに増改築をくり返しながら形成された建物群とその間に造られた小規模な庭園、また明治以降に取得された殿町側敷地、創業以来同家が伝えてきた古文書、典籍、道具類など、伊勢における江戸店持ち商人の屋敷地や住宅の発展過程がよくわかる例として、その価値が評価され、平成 27 年 3 月に「長谷川氏旧宅」として県指定史跡及び名勝に、平成 28 年 7 月には「旧長谷川家住宅」として国の重要文化財にそれぞれ指定されている。

今後も、適正な維持管理を行い、積極的に活用していくことで、文化財のもつ歴史的価値などの魅力を伝え、ひいては文化財保護に係る普及啓発、文化振興及び観光振興を促進することを目的とする。

### 2 名称、所在地

名 称 旧長谷川邸  
代表所在地 松阪市魚町 1653 番地

### 3 施設の内容

#### (1) 施設用途面積

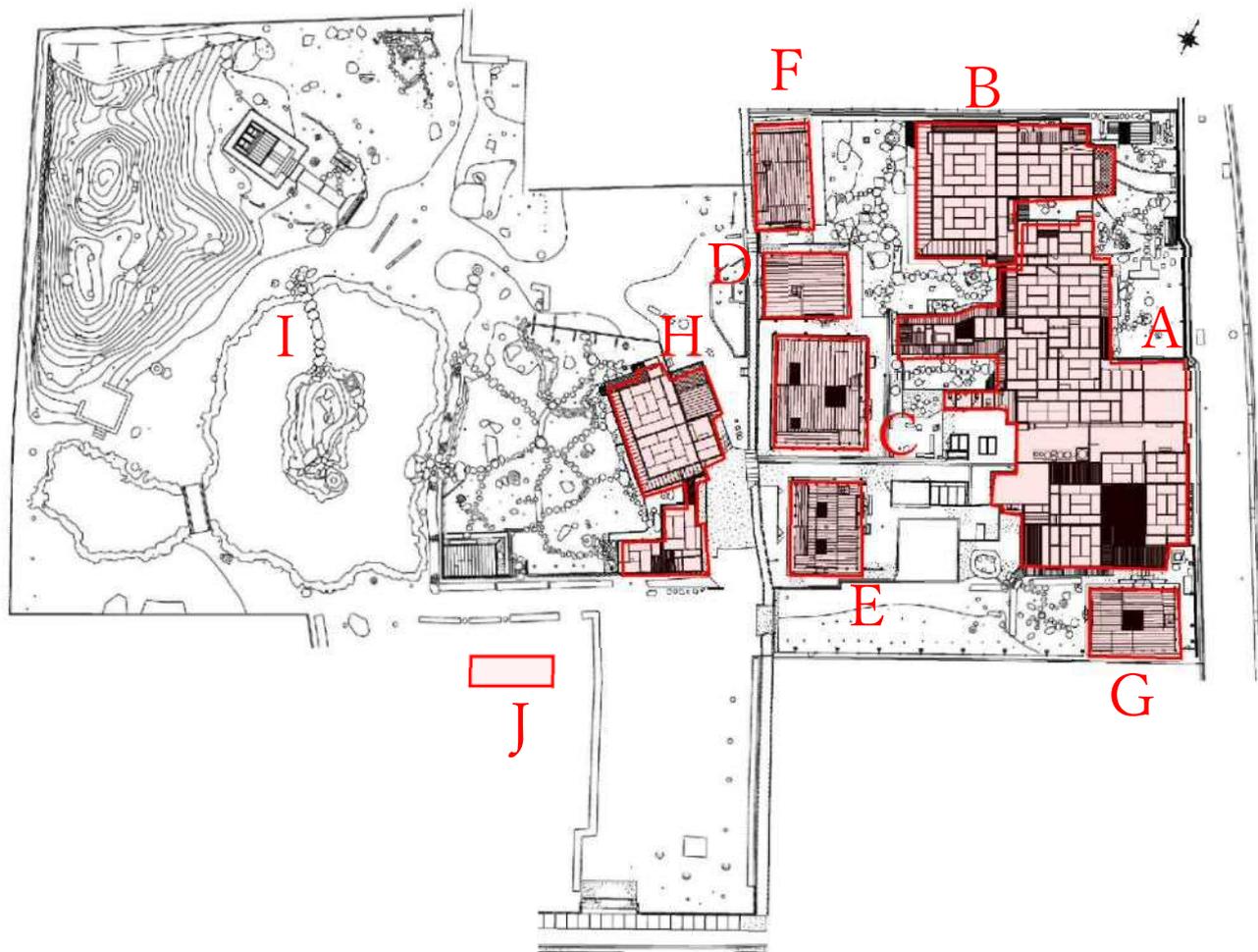
所在地 松阪市魚町 1653 番地、殿町 1317 番地 1、殿町 1317 番地 18

敷地面積 4688.40 m<sup>2</sup>

延床面積 1161.15 m<sup>2</sup>

#### (2) 施設の概要・全体概要図

主屋（事務所、部分公開）	561.73 m <sup>2</sup>	・・・	A
大正座敷（呈茶、部分公開）	180.74 m <sup>2</sup>	・・・	B
大蔵（一部展示）	131.10 m <sup>2</sup>	・・・	C
新蔵（非公開）	77.00 m <sup>2</sup>	・・・	D
米蔵（非公開）	79.12 m <sup>2</sup>	・・・	E
西蔵（非公開）	82.66 m <sup>2</sup>	・・・	F
表蔵（非公開）	78.50 m <sup>2</sup>	・・・	G
離れ座敷（座敷棟のみ貸館）	103.56 m <sup>2</sup>	・・・	H
庭園ほか（部分公開）		・・・	I
来館者用トイレ（平成 31 年 2 月末完成予定）		・・・	J



#### 4 休館日

月曜日、及び年末年始（12月30日から翌年1月2日まで）

※ 月曜日が祝日にあたる場合は、その翌日。

※ 松阪市教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することもできる。

#### 5 施設の利用時間（開館時間）

午前9時から午後5時まで

※ 松阪市教育委員会の承認を得て、開館時間を延長し、又は短縮することもできる。

## II 指定管理者の業務

指定管理者が行う主な業務の内容と基本的事項に関しては、豪商のまち松阪観光情報センター・旧長谷川邸・旧小津邸・原田二郎旧宅指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）『I 指定管理者の募集について』中、『3 指定管理者が行う管理の基準』に従うものとする。

また、業務の範囲については、募集要項『I 指定管理者の募集について』中、『4 指定管理者が行う業務の範囲』によるものとし、旧長谷川邸の具体的な業務内容及び履行方法については、本仕様書のとおりとする。特に、現在、第三者に委託している業務の詳細な内容及び履行方法については旧長谷川邸仕様書別冊を参照されたい。

なお、業務を行うにあたり業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合は、原則として松阪市内に事業所、営業所等を有する者を優先することとし、事前に松阪市への届出が必要となる。この際、業務の一部を委託又は請け負わせることができる第三者は、募集要項「Ⅱ申請手続きについて」の「1 応募の資格等」、「(2) 応募者の制限」に準じるものとする。

## 1 業務の推進体制に関すること

- ① 旧長谷川邸の保存活用計画の内容を理解し、計画を踏まえた管理運営を行うこと。また、旧小津邸、原田二郎旧宅も旧長谷川邸に準じた管理運営を行うこと。
- ② 文化財のき損等が発生した場合は、遅滞なく市に報告すること。
- ③ 展示等の企画力・説明力など文化財を活用した集客企画力を有する体制とし、点在する文化財施設を面的に活用すること。
- ④ 職員の勤務形態は、旧長谷川邸の運営に支障がないよう定め、必要に応じシフト管理を行うこと。

## 2 管理業務となる事業

### 運營業務

#### ① 施設運営

##### ア 文化財施設公開業務

旧長谷川邸への入館者受け入れを行い、施設の案内、説明を行うほか、苦情や問い合わせへの一次対応、その他旧長谷川邸来館者への対応業務を行う。

### 入館料及び観覧料等

#### a 入館料の額

施設への入館料の上限は、松阪市旧長谷川邸条例に定められており、指定管理者は以下の金額の範囲内で、松阪市長の承認を得て入館料を定める。入館料の承認を受けたときは、あらかじめ周知し実施すること。

区分		入館料	
		入館券	共通券
一般	個人	400円	320円
	団体	320円	250円
6歳以上 18歳以下	個人	200円	160円
	団体	160円	120円

※ 団体は、20人以上の場合に適用する。

※ 共通券は、同一の日において、旧長谷川邸、旧小津邸、原田二郎旧宅及び松阪市立歴史民俗資料館の4館のうち2館以上の施設に入館する場合に適用する。

※ 共通券の金額は、2館以上の施設に係る共通券の金額のうち旧長谷川邸に係る金額を指す。

b 観覧料等の額

入館料のほか、指定管理者は特別の事業を実施するとき、その期間に限り、その都度別に定める観覧料、その他利用に係る料金を松阪市長の承認を得て設定することができる。

c 入館券及び観覧券の作成

指定管理者は、上記に定める入館料及び観覧料等について、入館券及び観覧券を作成し、入館券又は観覧券と引き換えに収受すること。

d 入館料の免除

指定管理者は、松阪市長が特に必要と認める場合においては、入館料の免除を行うことができる。

e 入館料及び観覧料等の帰属

入館料及び観覧料等については、指定管理者の収入とする。

入館料と観覧料等は、利用日の属する年度の収入とすることとし、平成31年4月1日から平成34年3月31日までのものを指定管理者の収入とする。

イ 施設の特徴を生かした文化財を身近に利用することができる機会の提供

指定管理者は、松阪市旧長谷川邸条例に基づき、貸出対象施設について利用許可を行う。また、大正座敷にて呈茶を有料提供することで、文化財の中でくつろぐひとときを提供し、文化財を身近に感じてもらう機会を提供する。

(ア) 離れ座敷の活用

a 貸出の対象となる施設は以下のとおりである。

離れ座敷（座敷棟）

b 利用の調整

指定管理者は、施設の運営方針を踏まえ、施設の効用が最大限発揮できるよう、貸出を行うこと。その際には、公の施設としての公平性及び公益性に配慮しつつ、効果的・効率的な運営となるよう必要な調整を行う。

c 利用許可と利用制限

指定管理者は、松阪市旧長谷川邸条例の規定により、離れ座敷（座敷棟）の利用許可を行う。

また、指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、旧長谷川邸の離れ座敷（座敷棟）の利用を許可しないものとする。

- (a) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (b) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (c) 旧長谷川邸の文化財的価値を損ない、又は施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (d) 専ら営利又は宣伝を目的とした利用であると認めるとき。
- (e) その他管理上支障を来すおそれがあると認めるとき。

d 利用許可の取消し等

指定管理者は、以下の事由に該当するときは、利用許可を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることとする。

- (a) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたと認めるとき。
- (b) 利用の許可の条件に違反したと認めるとき。
- (c) その他管理上支障を来すおそれがあると認めるとき。

e 利用者に課す義務

指定管理者は、以下の事項について必要な場合は規程を定めて施設等の利用者に遵守させ、施設の適正な管理運営を維持する。

- (a) 利用権の譲渡等の禁止
- (b) 施設等の変更禁止
- (c) 原状回復の義務
- (d) その他遵守義務

f 利用料

(a) 利用料の額

施設の利用料の上限は、松阪市旧長谷川邸条例に定められており、指定管理者は以下の金額の範囲内で、松阪市長の承認を得て利用料を定める。利用料の承認を受けたときは、あらかじめ周知し実施すること。

区分	利用料	
	全日 午前9時から 午後5時まで	4時間未満
市民が利用する場合	4,320円	2,160円
市民以外が利用する場合	6,480円	3,240円

※ 市民とは、松阪市内に住所を有する者、松阪市内に存する事務所もしくは事業所に勤務する者又は松阪市内に存する学校に在学する者をいう。

(b) 利用料の免除

指定管理者は、松阪市長が特に必要と認める場合においては、利用料の免除を行うことができる。

(c) 利用料の帰属

施設等の利用料は、指定管理者の収入とする。

利用料は、利用日の属する年度の収入とすることとし、平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までのものを指定管理者の収入とする。

(イ) 呈茶の有料提供

a 呈茶を有料提供する施設は以下のとおりである。

大正座敷

b 呈茶料の額

呈茶料は、和菓子などを含め、松阪市長の承認を得て定める。呈茶料の承認を受けたときは、あらかじめ周知し実施すること。

c 仕入れ・在庫管理

呈茶に使用する茶葉や和菓子などの原材料については、可能な限り松阪市内で調達すること。また、在庫管理に関しては適切な温度管理や衛生管理に努めること。

d 呈茶券の作成

指定管理者は、上記に定める呈茶料について、呈茶券を作成し、呈茶券と引き換えに収受すること。

e 呈茶料の帰属

呈茶料については、指定管理者の収入とする。

呈茶料は、利用日の属する年度の収入とすることとし、平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までのものを指定管理者の収入とする。

ウ 資料の閲覧対応業務

旧長谷川邸に所蔵されている史資料について、閲覧希望者からの求めに応じ、対応する。

(ア) 閲覧の時間および場所

閲覧は、開館時間内において旧長谷川邸で行うこととする。

(イ) 資料数

文書 約 68,000 点

書籍 約 6,800 点

生活道具 約 12,000 点

(ウ) 資料の管理

旧長谷川邸に備えられている目録及びデータベースソフトにより管理する。

(エ) 資料の整理

閲覧希望に迅速に対応できるよう、随時、適切な整理及び管理をすること。

(オ) 閲覧料の額

指定管理者は閲覧に係る料金について、あらかじめ松阪市長の承認を得て設定することができる。

(カ) 閲覧料の帰属

閲覧料については、指定管理者の収入とする。

閲覧料は、閲覧日の属する年度の収入とすることとし、平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までのものを指定管理者の収入とする。

◎ 広報宣伝・プロモーション

ア 施設の広報

指定管理者は、旧長谷川邸の利用者等に対する PR 用パンフレットやポスターを作成し、求めに応じ常時配布および掲示できるようにすること。

イ 情報収集・発信

旧長谷川邸の公開業務に必要な情報収集とその情報の発信・提供等、付随する業務を行う。

ウ 企画展・特別展等の企画実施

旧長谷川邸の文化財資源を活用した企画展・特別展等を年 3 回以上開催する。

### 3 自主事業

指定管理者は、本業務を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる。ただし、実施の制限は離れ座敷の利用制限の例による。

なお、本施設については、施設自体が重要文化財「旧長谷川家住宅」ならびに県指定史跡及び名勝「長谷川氏旧宅」であること、伊勢商人の名を世に知らしめた松阪を代表する商家のひとつであることから、これらの事実・特色を踏まえ、それらを活かした事業であること。また、地元住民の利用も見据えた憩いの場の創生にも考慮すること。

- (1) 自主事業を実施する場合は、松阪市に業務計画書を提出し、事前に松阪市の承認を得なければならない。
- (2) 自主事業について得た収入については、指定管理者に帰属するものとする。
- (3) 指定管理者は、指定管理期間終了に伴い、現指定管理者が変更となる場合は、自主事業を終了させ、原状回復を行わなければならない。

## 旧長谷川邸備品一覧

備品番号	品名	品質規格	数
5629	茶道用具	白両用涼戸	1
5630	茶道用具	塩吹両用瓶掛	1
1014272 ほか	消火器	蓄圧式10型	8
1014291 ほか	ローパーテーション	木製フェンス	25
1014798 ほか	パーテーションスタンド	ナイキ PST04S-S	20
1014902 ほか	その他の雑具類	イーゼル B490J	11
1014913 ほか	その他の雑具類	サインスタンド クラウン CR-S130-GM	4
1014945 ほか	案内掲示板	案内板 日学 CS-115	2
1015954 ほか	その他の雑具類	エヌケイ NSS-KA4Y-GM	3
1016771 ほか	その他の雑具類	松阪もめん法被	12
1016849	デジタルカメラ	CANON デジタルカメラ IXY150 SV	1
1016953 ほか	温湿度記録器	土蔵温湿度データロガー	1
1017018	歴史	長谷川家文書	1
1017200	歴史	長谷川家文書	1
1017382	歴史	長谷川家文書一括	1
1018145	ソフトウェア	日本語ワープロソフト 一太郎2016	1
1021084	その他の雑具類	サインスタンド一式	1
1021085	パーテーションスタンド	パーテーションスタンド一式	1
1023453 ほか	マイクロホン	TOAハンズフリー拡声器 ER-1000	2
1023550 ほか	折りたたみ式長机（共用外）	東洋事務器 TNT-1845SEE 1800×450×700	18
1023672 ほか	その他の箱	傾斜型覗きガラスケース 1500*900*1000	3
1023675	その他の箱	平型覗きガラスケース 1800*900*900	1
1023709	ソフトウェア	FileMaker Pro 16	1

※上記のほか、協定締結時まで追加される可能性があります。